

第13章

知的財産

1. ルールの外観

(1) ルールの背景

高度に発展した経済社会においては、発明、デザイン、ノウハウ、芸術作品等、人間の知的創造活動の産物が経済活動において重要な役割を果たしており、それらの創造活動を促進するために、発明、意匠、著作物、集積回路の回路配置、営業秘密等を法的に保護するための制度が整備されている。また、営業活動や生産活動の末に獲得された信用を保護し、消費者保護及び競争秩序の維持を図るため、標章の保護が図られている。

国際貿易においても、国際的に取引される商品やサービスの価値に占める、これらの知的財産の価値が近年飛躍的に増加しており、加盟国における知的財産の保護が不十分又は不適切な場合には、貿易秩序を歪曲するおそれがある。

開発途上国においては、知的財産の保護制度は有しているものの、保護の対象を狭い範囲に限定したり、保護期間を極めて短くしたりするなど、保護の水準が不十分であったり、知的財産権侵害を排除するための権利行使の実効性が十分に確保できていない国が少なからず存在した。また、先進国においても、過剰な保護や、国際社会の大勢から大きく異なる態様の保護など、事実上の内外差別的な効果を持った制度を有する国が存在した。

知的財産の分野では、特許権、商標権等の工業所有

権に関するパリ条約、著作権に関するベルヌ条約など、国際的な保護の在り方を方向づける国際協定が既に存在していたが、国際貿易秩序を整備するという観点から知的財産の適切な保護の枠組みを検討する必要性が認識されるに至り、GATT の場でも、できる限り多くの国が参加して、通商面に関連した知的財産の保護水準に関する国際合意を作ることが急務であることが認識された。

かかる観点から、ウルグアイ・ラウンド交渉の新分野を構成する重要な要素として、TRIPS (知的所有権の貿易関連の側面：Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights) 交渉が位置づけられた。そして、「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」(TRIPS 協定) が、1994年4月のマラケシュ会合において最終合意に至り、1995年1月1日に発効した。

(2) 法的規律の概要

TRIPS 協定の概要は図表Ⅱ-13のとおりであり、知的財産に関する通商関連における保護の在り方についての論点の相当程度をカバーするものとして、一部問題は残しつつも、知的財産の保護の水準を規定した新たな包括的枠組みとして評価される。

本協定の具体的な意義等については、2017年版不正貿易報告書 439-440 頁を参照のこと。

<図表 II-13>TRIPS 協定の概要

適用範囲	知的財産権（著作権及び関連する権利、商標、地理的表示、意匠、特許、集積回路の回路配置、開示されていない情報）の保護全般。
既存条約との関係	パリ条約（工業所有権）やベルヌ条約（著作権）等の保護水準を基準とし、原則としてこれらの水準を引き上げるアプローチがとられている。
基本原則	内国民待遇（第3条）及び最恵国待遇（第4条）が規定され、これらの義務は経過措置から除外されて、開発途上国についても協定発効時から適用される。 なお、パリ条約やベルヌ条約等に規定されている内国民待遇の例外はそのまま例外とし、また、ベルヌ条約等の相互主義的取扱い、既存の国際条約に基づく措置、知的財産権の取得又は維持に関する多国間協定に規定する手続等については、最恵国待遇の例外と規定。知的財産権の消尽に関する問題（いわゆる並行輸入問題等）については、内国民待遇及び最恵国待遇を除いて、TRIPS協定上のいかなる規定も紛争解決に用いてはならない旨規定（第6条）。
保護水準 （スタンダード）	著作権及び関連する権利については、コンピュータ・プログラムの保護（ベルヌ条約上の文学的著作物として保護）、貸与権等を規定。 特許については、特許対象を広く設定（医薬品、食品を不特許とすることは認められない）し、物質特許制度の導入を義務づけ。保護期間は出願日から20年以上。また、強制実施権の設定に関する条件を詳細に規定。地理的表示については、不正な地理的表示を防止するための国内制度整備、ぶどう酒（ワイン）及び蒸留酒（スピリッツ）についての追加的保護を義務づけ。 その他にも、商標、意匠、集積回路の回路配置、開示されていない情報の保護、ライセンス契約における反競争的慣行の規制等につき規定。
権利行使 （エンフォースメント）	国内での公正・公平・適正な権利行使手続を整備すべきことを規定。知的財産権の侵害行為に対する権利行使として、民事上の手続、国境措置等の行政上の手続、刑事上の手続が遵守すべきスタンダード（適正手続の保障、不当な遅延の防止、実効性の確保等）を規定。
紛争処理	WTOの紛争解決手続が準用される。TRIPS協定上の義務に違反すれば、関税譲許の撤回等、その他の分野における措置を受ける可能性もある。
経過措置	WTO協定発効の日から、第3～5条を除き、先進国は1年、開発途上国及び市場経済移行国は5年（～2000年1月）、後発開発途上国については11年（～2006年1月） ^{※1} のTRIPS協定適用義務に関する経過期間を規定（第65、66条）。 更に、開発途上国において物質特許制度を持たない国にあっては、当該制度導入につき更に5年間（計10年間、～2005年1月）の経過期間を付与（第65条4項）。他方、経過期間を適用する開発途上国の補完的義務として、協定発効の日から、①医薬品等の物質特許の出願受理制度（メールボックス）を設けること、②特許出願の対象となった医薬品等に一定の要件の下で排他的販売権を認めること、を併せて義務づけ（第70条8、9項） ^{※2} 。 ※1 2005年11月のTRIPS理事会において、2013年7月1日まで後発開発途上国の経過期間を延長することが決定され、さらに2013年6月のTRIPS理事会において、2021年7月1日まで延長することが決定した。 ※2 第70条8、9項は経過期間を補完するためのものであり、第65、66条のようなTRIPS協定第6部の経過措置は適用されない（notwithstanding the provisions of Part VI）。一方、第70条9項（医薬品の排他的販売権付与）の適用に関しては、2002年7月のWTO一般理事会において、2016年1月1日まで後発開発途上国に対して医薬品の排他的販売権付与義務を免除すること、当該免除については毎年レビューを行うことが決定されていた。当該義務免除を巡っては、期限を迎えるに際し2015年中に議論があり、最終的に、第70条8、9項両規定につき、2033年1月1日までの更なる免除が決定している（以下「（4）最近の動向①概況」も参照）。

(3) 経済的視点及び意義

2017年版不正貿易報告書 440-442 頁参照。

(4) 最近の動向

TRIPS 理事会の状況

TRIPS 理事会は TRIPS 協定の実施、義務の遵守のチェックや、TRIPS 協定に関する事項の協議を行う場であり、毎年3回開催される通常会合などで議論がなされている。

2018年の通常会合においては、①TRIPS 協定と生物多様性条約 (CBD) の関係、②知的財産とイノベーション、③知的財産と公共の利益、④TRIPS 協定第66条2に基づく技術移転奨励措置などに関する議論が行われた。以下、上記①～④の議論の概要を説明する。

①TRIPS 協定と生物多様性条約 (CBD) との関係

TRIPS 協定と生物多様性条約 (CBD) との関係は、WTO 香港閣僚宣言パラ 39 において、協議プロセスを加速化し、一般理事会は、進展を検討し、遅くとも 2006 年 7 月 31 日までに適切な行動をとること、また、パラ 44 において TRIPS 理事会の作業を継続することとされている。

2018年通常会合において、インド、ブラジル、南ア等の途上国側からは、従来どおり、CBD 及び名古屋議定書の定める、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分が重要であり、TRIPS 協定と CBD を相互補完的なものとするべく、遺伝資源の出所開示要件の義務付けや、利益配分等のための TRIPS 協定改正の必要性が主張された。また、CBD 事務局を TRIPS 理事会に招聘し、名古屋議定書を含む最近の議論の状況を説明させるべきである旨、WTO 事務局に関連文書の更新を行うべきである旨提案がなされた。

これに対して、日本、米国、カナダ等からは、遺伝資源の出所開示要件等はイノベーションを減退させるおそれがあることから反対の立場が繰り返し表明されるとともに、WIPO の遺伝資源等政府間委員会 (WIPO/IGC) が本議論に関し最適なフォーラムである旨主張がなされた。ただし、カナダや豪州からは、交渉を予断しない前提で、CBD 事務局が事実関係を説明する点には反対しないとの立場も表明された。

議長からは、必要に応じた非公式な二国間協議などが推奨された。

②知的財産とイノベーション

知的財産とイノベーションは、各国における知的財産権の活用の成功事例等を紹介することにより、知的財産権制度の肯定的な側面に焦点を当てることを目的とした議題であり、米国の主導により、2012年11月の TRIPS 理事会通常会合以来議論が行われている。

2018年は、「新たな経済における知財の社会的価値・生活を改善する知財」を通年テーマとし、「知財を重視する産業 (IP-intensive industry) が社会に与える経済的影響」、「知財の社会的価値・生活を改善する知財」及び「知財と新ビジネスの関係、スタートアップの呼び込みや支援の施策」を会合毎のサブテーマとして議論を行った。

各会合では、日本、米国、EU、スイス及び豪州等の先進国から、各国の経験・知見や取組について共有されると共に、先進国のみならずコロンビアやエルサルバドル等の途上国からも知財活用のための取組等が共有された。

一方で、インド及び南アフリカからは、従前どおりの主張として、知的財産が経済発展・イノベーションのための一つの要素にすぎない旨言及があり、知的財産権の有する独占的な側面が場合によってはイノベーションを阻害する要因にもなり得ることや、各国の発展の程度に合わせた知財制度が必要である旨主張がなされた。

③知的財産と公共の利益

本議題は、2017年6月の TRIPS 理事会において、ブラジル、中国、フィジー、インド及び南アフリカが共同提案国となり、知的財産と公共の利益の観点から強制実施権やボーラー条項、特許性の基準等に関して各国の知見を共有する目的で新たに提案されたもの。

2018年は、「規制審査の例外 (Regulatory Review Exception)」及び「競争法・施策による公衆衛生の促進」について議論を実施。

「規制審査の例外」については、ブラジルから、医薬品特許に関し特許期間の不当な延長を防止するための措置である規制審査の例外 (いわゆるボーラー条項) の重要性が説明された一方、日本、米国、EU 等からは、医薬品特許に関しては、同例外に関する議論のみならず有用な新薬開発のためのインセンティブ確保の必要性についても勘案されるべき旨言及がなされた。

「競争法・施策による公衆衛生の促進」について

は、インド及び南ア等から、各国の競争政策がいかに TRIPS 協定の柔軟性を確保し、公衆衛生の保護に貢献しているか示すべく、各国の競争法の規定、知財制度との調整規定、裁判例について紹介がなされた。

これに対し、日本、米国、EU 等からは、知的財産制度の中で特許権者と第三者とのバランスを図ることが重要であり、TRIPS 協定を過度に広く解釈すべきではない旨、そもそも各国の競争政策に関する議論は TRIPS 理事会の外で行うべきである旨等言及がなされ、知財政策と競争政策が両立しうる中で、競争政策と公衆衛生の保護を結びつける意義に疑問が呈された。

④TRIPS 協定第 66 条 2 に基づく技術移転奨励措置

後発開発途上国 (LDC) グループを代表してハイチ及び中央アフリカから、TRIPS 協定第 66 条 2 に基づく先進国側の取組が LDC 側の期待に十分に答えるものとなっていない点指摘がなされ、TRIPS 協定第 66 条 2 に基づく技術移転奨励措置に関する報告書では LDC に対する奨励措置を特定して記載すべきこと等が提案されると共に、先進国による裨益国の能力開発等は、同条文が予定する奨励措置として不十分である旨主張がなされた。

この点、日本、米国、EU、豪州といった先進国側からは、LDC における技術移転にかかるニーズは様々であり画一的な奨励措置の設定は困難であるところ、その促進のためには LDC における知財制度の整備を含む環境整備が重要である点や、強制的な技術移転ではなく相互に合意された自発的な技術移転の重要性等が主張された。

TRIPS 協定に関するその他の議論

①地理的表示に関する検討

地理的表示とは、“シャンパーニュ” (ワイン)、“ゴルゴンゾーラ” (チーズ) 等のように、単なる商品の表示ではなく、商品の品質や評判がその生産地の地理的な要素に主として由来する場合の生産地を特定する表示であり、TRIPS 協定の下でも知的財産権としての保護が規定されている。

TRIPS 協定第 22 条では、消費者の誤認混同を要件に地理的表示一般の保護を想定しているのに対し、同第 23 条では、ぶどう酒 (ワイン) と蒸留酒について、誤認混同の有無を問わず地理的表示に強力な法的保護を与えることを想定している。これには、第 22 条の保護

に追加する保護という意味で「追加的保護」という言葉が使われている。

この地理的表示に関しては、2001 年のドーハ閣僚宣言 (パラグラフ 12 (b) 及び 18) において、(i) ワイン・蒸留酒の地理的表示の多数国間通報登録制度創設につき新ラウンドの枠内で交渉を行うこと (ビルト・イン・アジェンダ)、(ii) 第 23 条に規定されている地理的表示の追加的保護の対象産品をワイン・蒸留酒以外の産品に拡大することにつき、2002 年末までの TRIPS 理事会での議論の結果を貿易交渉委員会へ報告することが合意された。以降、精力的な議論が行われているものの、2019 年 2 月現在において、EU、スイス、インド等の地理的表示の一層の保護強化を主張する諸国と、米国、カナダ、豪州、ニュージーランド等の現在の保護水準の維持を主張する諸国との間の対立は激しく、特段の進展は見られていない。その間の議論の推移等については 2017 年版不正貿易報告書 443-444 頁も参照のこと。

②TRIPS と公衆衛生に関する TRIPS 協定改正

2001 年のドーハ閣僚宣言に基づき、医薬品を製造する能力のない開発途上国による特許の強制実施権の活用方法に関する具体的解決策につき、2003 年 8 月 30 日の一般理事会において TRIPS 協定と公衆衛生に係るドーハ閣僚宣言のパラグラフ 6 の実施に係る決定を採択、TRIPS 協定第 31 条 (f) 及び (h) の義務の一時免除 (ウェーバー) が認められ、強制実施権によって製造された医薬品を、製造能力のない開発途上国に輸出することが可能となった (所謂、パラ 6 システム)。その後、2005 年 12 月 6 日の一般理事会において、上記決定の内容を TRIPS 協定第 31 条の 2 及び同附属書並びに附属書補遺に反映する協定改正議定書が、2003 年 8 月 30 日の一般理事会議長声明の再読み上げと併せて採択された。

TRIPS 理事会においては、上記決定に基づいて行われるパラ 6 システムの年次レビューの機会に、各国における上記決定の実施状況及び議定書の受諾状況について事務局から報告が行われてきた。TRIPS 協定改正議定書は WTO 加盟国の 3 分の 2 が受諾したときに当該改正を受諾した加盟国について効力が生じ、その他の加盟国については加盟ごとに受諾の時に効力を生ずる。当初の TRIPS 協定改正議定書の受諾期限は、2007 年 12 月 1 日であったが、各加盟国の受諾状況を踏まえ TRIPS 理事会の提案により受諾期限は、一般理事会の承認を

得て累次延長されてきたが、2017年1月23日に、リヒテンシュタイン、アラブ首長国連邦、及びベトナムの3か国が新たに受諾し、WTO加盟国の3分の2が受諾したことを受けて本改正議定書が発効した。なお、我が国は2007年に既に受諾手続を終えているため、我が国においても同日付けで効力が生じることとなった。我が国では、本改正議定書に対応する制度について既存の特許法等関連法令で対応可能であったところ、受諾時において関連法令の改正は行っていない。

また、未受諾の全ての加盟国が、累次延長の結果2017年12月31日とされていた受諾期限までに受諾することが難しいことを踏まえ、2017年10月のTRIPS理事会においてはさらに受諾期限を2年間延長し、2019年12月31日とする合意がなされ、一般理事会で承認された。

③その他の検討

他の加盟国の措置が協定上の義務には違反しないものの、その措置の結果として自国の利益が無効化・侵害されるため、GATTにおいて紛争解決手段の対象とされている「ノン・バイオレーション申立て」については、その適用猶予期限が、2001年のドーハ閣僚宣言では第5回閣僚会議まで、2004年7月の一般理事会では第6回閣僚会議（香港閣僚会議）まで、2005年12月の第6回閣僚会議以降の各閣僚会議では次回閣僚会議（2009年12月の第7回閣僚会議（ジュネーブ閣僚会議）、2011年12月の第8回閣僚会議（ジュネーブ閣僚会議）、2013年12月の第9回閣僚会議（パリ閣僚会議）、2015年12月の第10回閣僚会議（ナイロビ閣僚会議）、2017年12月の第11回閣僚会議（ブエノスアイレス閣僚会議））まで、それぞれ延長決定されてきた。その後のTRIPS理事会においても「ノン・バイオレーション申立て」の範囲と態様に関する議論が行われてきたものの、適用の賛成派と反対派の懸隔が埋まらず、第11回閣僚会議において、2019年に開催予定の次回閣僚会議まで適用猶予期限を延長することが決定された。

④紛争案件

TRIPS協定発効から2018年12月末までに、40件のTRIPS協定に関わる紛争案件について協議要請がなされ、うち18件のパネルが設置された（資料編第3章参照）。

近年では、ウクライナ（DS434）・ホンデュラス

（DS435）・ドミニカ共和国（DS441）・キューバ（DS458）・インドネシア（DS467）が豪州のタバコ製品の包装に関する規制措置について協議要請（それぞれ2012年3月、4月、7月及び2013年5月）を行った事案がある。2014年4月のDSB会合で統一パネルが設置されたが、DS434については、2015年5月にDSU第12条12項に基づくウクライナの要請により手続が停止し、12か月経過をもって終了した。本件措置は、タバコ包装について、①一定面積以上に所定の様式による健康被害警告を表示することを義務付け、②商標の使用を原則禁止としつつ、銘柄名・企業名等についてのみ所定の背景色・フォント・箇所に記載することを許容し（図形的商標の使用禁止）、③形状、表面処理、材料、色等の仕様を制限するものであり、本件手続では、表示・包装・ラベル等に関する強制規格としての側面に関するTBT協定上の論点の他、商標規制としての側面に関してTRIPS協定上の多数の論点が争点となった。TRIPS協定上の商標に関する具体的な論点は、原産国で登録された商標を他国でもそのまま登録・保護すべきとするパリ条約6条の5に反するか（同協定2.1条）、（タバコ製品という）物品の性質に基づく商標登録の障害にあたるか（同15.4条）、商標の保護は、第三者の使用を排除する消極的権利に留まるか、積極的に使用する権利まで含まれるか（同16.1条）、「商標の商業上の使用は…特別な要件により不当に妨げられてはならない」という同20条に違反しないか、等が挙げられる。

本ケースについては、2018年6月にパネル報告書が発出され、パネルは、いずれの争点についても協定不整合性を認めなかった。その後、ホンデュラス（DS435）・ドミニカ共和国（DS441）の2国が上訴し、現在、上級委員会手続に係属している。パネル報告書の概要については、第II部第11章（基準認証）2. 主要ケース（7）参照。

なお2018年は、米国が中国の知的財産権保護に関する措置について（DS542）、EUが中国の技術移転に関する措置について（DS549）、カタールがサウジアラビアの知的財産権保護に関する措置について（DS567）それぞれ協議要請を行い、DS542及びDS567についてはパネルが設置されている（我が国は第三国参加）。

2000年までの案件は、経過期間が満了していた先進国相互間の事案、協定発効と同時にすべての加盟国に履行義務が生じた内国民待遇・最恵国待遇についての先進国から開発途上国への事案が占めていたが、TRIPS

協定を取り巻く激しい議論の下、近年の TRIPS 協定関連の紛争処理の申立ては鈍化してきている。我が国としては、各国法制度の TRIPS 協定整合性といった制度面の問題ばかりでなく、権利者からの協力を得つつ権利行使手続や取締りなどの実効面・運用面での TRIPS 協定の履行状況の問題についても積極的な把握に努めるとともに、加盟国間での紛争案件の動向についても注視し、また、TRIPS 協定の実効性を十全ならしめるための適切な対応を講じることが望ましい。